

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2608号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 : 電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 山中昭栄 : 定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

初夏のじゃがいも畑(北海道美瑛町)



目 次

活 動

市町村合併を含めた基礎自治体のあり方などを諮問
第29次地方制度調査会が発足
平成20年度政府予算編成、施策で要望 全国町村会
平成20年度政府予算編成及び施策に関する要望

(5) (4) (2)

写真募集

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい) なお、採否は当方に一任願います。 送り先: 全国町村会・広報部

閑話休題

世界で注目されている日本食

筑波大学名誉教授 村上 和雄

現在、世界中で約10億人の人々が飢えている。そして毎年、人口は貧しい国を中心に約1億人増加し続けている。

将来の食糧事情は決して楽観を許さない。食糧事情を考える上での問題は、一人当たりの平均値で計算することである。しかし、世界的な飢餓が起これば、食糧の買い占めや、奪い合いが起こり、富めるものや生産者に食糧が集中する。

そこで、イネの遺伝子を解析することによって、栄養価が高く美味で、環境条件の悪い所でも育つスーパーライスを迅速に作る事ができると期待されている。

コメは栄養価の面でも優秀な食品であるから、世界で注目されている。一般に一つの食品だけを比べる、動物性タンパク質は植物性タンパク質より栄養価が高い。これは、動物性の肉タンパク質と、植物性のコメのタンパク質だけを単純に比較しているに過ぎない。

日本人はコメと共に、豆腐、納豆、みそ汁などの大豆食品と一緒に食べ

ることが多かった。このコメと大豆を組合せた時の栄養価は、動物性タンパク質にほぼ匹敵する。コメと大豆は、お互いに不足している必須アミノ酸を補うのである。日本人の伝統的な食事は、まさに生活の知恵であり、日本食が欧米で大いに評価されているのも自然の成りゆきである。

古来、稲は食物としてだけでなく、日本の風土や文化を象徴する植物であった。田植えや秋の収穫祭など、日本人の生活パターンや行事は、すべて稲の収穫サイクルに基づいて形づくられてきた。稲は、弥生時代以来の農耕文化を形成してきた植物であり、日本人の精神や生活の根源をなしてきた特別なものである。

このように、日本人にとって特別な意味のある稲の遺伝子解明に、日本人チームが活躍していることは嬉しいことである。(イネゲノムが明らかす日本人のDNA)家の光協会。この遺伝子の解明を、スーパーライスのような品種の創出に結びつけることが出来るのか、これからの研究に期待される。

第29次地方制度調査会が発足

市町村合併を含めた 基礎自治体のあり方などを諮問

政府の第29次地方制度調査会が7月3日、首相官邸で第1回総会を開き、会長に中村邦夫松下電器産業会長を選出した。初会合では、安倍晋三首相が、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実・強化などを諮問。同調査会では、今後、具体的な審議事項を決めた上で秋から本格的な審議に入る。

安倍首相のあいさつを受けて、同調査会委員に就任した山本文男全国町村会長（福岡県添田町長）は、「（平成の）大合併の検証をしないで合併をやれといわれても簡単にはいかない」と注文を付けた。しかし、会合後の記者会見で中村会長は、第27次調査会答申で「引き続き検討」とされた、いわゆる「西尾私案」等の具体化も審議課題になるとの考えを示した。第29次調査会は、合併新法後も残る「合併困難な市町村に対する特別方策」の制度化を任期の2009年7月までに答申するとみられる。そして、翌10年には合併新法が期限を迎える。平成の大合併は、新たな「ポスト合併新法」に向けて動き始めた。

●山本全国町村会長が「安易な合併推進」に注文

初会合では、安倍首相があいさつ。「地方の活力なくして国の活力はない」として、「内閣の最重要課題として地方分権改革を進めていく」との方針を強調。地方制度調査会に対し、「真の地方分権に対応できる地方自治を確立してほしい。中核的な基礎自治体が地域

づくりの主役となれるよう体制を整えるため、市町村合併を含め、基礎自治体のあり方、監査機能の充実強化等をはじめとする地方行政制度のあり方」について審議を要請した。併せて、「このような取り組みを着実に行うことにより、将来の道州制も視野に入ってくる」と思っている」とも述べた。

これに対し、山本全国町村会長が「（町村の）6割が合併したが、合併の効果があつたかどうか分からない。人件費や共通経費が減つたというが、そこに住んでいる住民のみならず、合併してよかつたという声は大きくない」との認識を示した。その上で、「合併は地域の再生だ。いま一番落ち込んでいるのは町村。この町村が地方自治体としてやっていくためには、合併だけで片付けるわけにはいかない。検証が不十分だ」と指

摘した。

さらに、山本会長は「いま残っている町村は合併をしたくない、合併しても効果がない、あるいは住民の方々が賛成しないというようにそれぞれ状況があつて合併していない」との実情を強調し、「住民が心から合併を望むようなものでなければ、合併の効果もつくり得ない。合併の検証をしないで、次の合併をやれといわれてもその簡単にはいかない」と指摘。「今回の調査会は、町村はいつたいていするんだということが中心にならなければ意味がない。ぜひ町村側の意見を聴いて、よりよい地域が生まれるようお願いする」と要請した。

これを受けて、安倍首相は「合併の効果について住民のみならずに分かりやすく説明することが必要だろう」と述べ、改めて「いずれにしても受け皿を作ることが地域中心のまちづくりになる」との考えを示した。

このほか、初会合では石井正弘岡山県知事が、現場では「二重行政の縛りがあるとして、地方が主役となるため国と地方の役割分担を抜本的に見直す」と要請

活 動

併せて、地方消費税など税源偏在が少なくない地方税源の充実・強化を求めた。また、藤田博之全国市議会議長会会長（広島市議長）が、第二次分権改革に伴い自己決定・自己責任が高まるとして、「これまで以上に議会が自主性・自立性を高め自らの判断で決定できる」よう審議を要請した。

また、初総会では、副会長に片山善博慶応大教授（前鳥取県知事）、専門小委員会委員長に林宜嗣関西学院大教授をそれぞれ選任した。なお、第29次調査会では、

実質的な審議を行う専門小委員会を構成する学識経験者の大半が変わったが、今回、同委員から省OB（総務省、財務省）が排除された。菅義偉総務相の強い意向があったといわれるが、これまで同小委の委員長は総務事務次官OBがとめていたことから、今後、審議スタイルに変化が出てくることも予想される。

●「窓口町村」の制度化を本格審議へ

第29次調査会では、今後、専門小委員会で審議事項を絞り込み、総会で正式決定した上で秋から本格的な審議に入る。審議項目のうち、「基礎自治体のあり方」では、安倍首相がいさつで述べたよう

に「中核的な基礎自治体が地域の主役となるよう体制を整える」ための「市町村合併を含めた基礎自治体のあり方」がテーマだ。地方分権改革推進委員会が「自治行政権、自治財政権、自治立方権を具備した地方政府の確立」に向けた「行政体制の整備」を審議事項に掲げているが、その「受け皿をつくる」（安倍首相）ことが狙いと言える。また「監査機能の充実・強化」では、監査制度のほか地方議会のあり方も検討課題に浮上りそう。

「基礎自治体のあり方」では、具体的には、第27次調査会答申が今後の「宿題」とした、いわゆる「西尾私案」等の制度化が狙いにある。

同答申、今後の地方自治制度のあり方に関する答申（03年11月）は、合併特例法の失効後の新法（合併新法）のあり方を提言したものの、同答申を受けて、1万人未満市町村等を対象に都道府県知事が「合併構想」を作成して合併を進める現・合併新法が制度化された。その審議過程で浮上した、いわゆる「西尾私案」は全国町村会等の猛反発で消えたが、同答申には「合併困難な市町村に対する特別の方策」として、内部団体移行方式・事務配分特例方式・広域連携

の新たな方策、の3つの方策を挙げて「引き続き検討する必要がある」と明記した。

いわゆる「内部団体移行方式」は、合併を望むものの周辺市町村の拒否で合併できない場合に「都道府県が関わる手続き」により合併（事実上の強制合併）させ、同市町村は条例で定める事務を処理する「内部団体」として合併新市町村に編入する仕組み。また、いわゆる「事務配分特例方式」は、小規模町村には法令上義務付けられた事務のうち「窓口サービス」等の一部のみを処理させ、その他の事務は都道府県に義務付ける（または近隣基礎自治体に委託）もの。「窓口町村」の制度化だ。なお、「広域連携の新たな方策」では、全国町村会が提案した「市町村連合」も検討の対象となることも予想されるが、市町村合併の目的が「経費節減」に重点を移している中、総務省は、よりコストがかかる広域連合の活用には消極的だ。

第29次調査会では、今後「基礎自治体のあり方」については、この3方策を中心に検討を進め、任期の09年7月までには答申する。総務省では、同答申を受けて制度化の検討に入るが、現行の合併新法はその翌年の10年3月に失効す

る。まさに、「内部団体」「窓口町村」の両制度は、現行の合併新法後も残る小規模市町村を対象にした新たな制度を用意するもので、平成の大合併の「締めくくりの切り札」になりそう。

併せて、第29次調査会では、コミニティ対策も検討課題に浮上するとみられる。総務省のコミニティ研究会の中間取りまとめ（6月4日）が、「地域コミニティ再生に向けた施策推進のための体制整備」を総務省に要請。また、自民党の地方行政調査会がまとめた「地域社会の再生に向けて・パブリックマインドの蘇生のために」（5月30日）では、「コミニティ基本法」を提案した。いずれも崩壊しつつある地域コミニティの再生に向けた対応策を提言したのだが、結果として、それが今後の市町村合併の「受け皿」の役割を果たすことも想定される。

（自治日報記者 井田正夫）

「諮問」の全文

「市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実・強化等の最近の社会経済情勢の変化に対応した地方行政制度のあり方について、地方自治の一層の推進を図る観点から、調査審議を求める」

全国町村会

平成20年度政府予算編成、施策で要望

役員が実行運動を展開

菅総務大臣(中央)に要請する山本会長(左奥)、古木監事(左から二人目)、藤井監事(左手前)、湯田常任理事(右奥)、今井常任理事(右手前)。



厚生労働省水田保険局長(右奥)、唐澤同局総務課長(右手前)に要請する宮城常任理事(左奥)、奥田監事(左手前)。



農林水産省辻林野庁長官(中央)に要請する魚津副会長(右奥)、白石常任理事(右から二人目)、坪内常任理事(右手前)、工藤監事(左奥)。



全国町村会(会長・山本文男福岡県添田町長)は、7月5日、理事会を開催し、「平成20年度政府予算編成および施策に関する要望」を決定、会議終了後に役員が要望事項実現のため関係省庁に実行運動を行うとともに、衆参両院議員に要望書を提出した。

要望書は、地域の自主性・自立性の確立をはかり、多様性と創造性に溢れた社会を実現

するための分権改革の推進や、町村が自主的・主体的な地域づくりを進めるための一般財源の充実確保をはじめ、保健福祉対策、生活基盤の強化、農林漁業対策など40項目に及ぶもので、現下の町村が直面している重要課題の解決を図るための施策を明年度予算に反映させることを求めるものである。

(要望書全文は次ページに掲載)

活 動

平成20年度政府予算編成及び施策に関する要望

1 地方分権の推進

本年4月、地方分権改革推進法の施行により、第二期地方分権改革がスタートし、国は今後3年間で必要な制度上又は財政上の措置等を定め、地方分権改革推進計画を策定している。

真の地方分権改革は、地方の役割をより拡大させるとともに、地域の自主性・自立性の確立をはかり、住民の満足度を高め、多様性と創造性に溢れた社会を実現することであり、どの地域に暮らしていても「豊かな自治」を実現するものでなければならず、財政力の弱い小さな自治体に特に配慮したものでなければならぬ。

また、地方分権の担い手となる基礎自治体のあり方は、我が国の国土・歴史・文化等の地域事情を考えれば、多様な自治体が存在することが自然な姿であり、基礎自治体をその規模や単なる数字だけでつくりあげようとするような議論は、分権の流れに逆行するものである。

よって国は、地方分権を進めるにあたり、町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、次の事項を実現されたい。

- 1 国と地方の役割分担の一層の明確化と権限の移譲を推進すること。
- 2 国と地方の二重行政の解消等に

よる行政の簡素化をはかること。

- 3 政府と地方の代表者等が協議を行う「(仮)地方行政財会議」を早急に設置すること。
- 4 市町村合併をいかなる形であれ強制しないこと。

2 町村財政基盤の強化

町村は税源が乏しい中、農林水産業の振興はもとより、介護保険の実施など少子・高齢社会への対応、社会福祉施設等の充実、相対的に立ち遅れている生活関連施設の整備、資源循環型社会の構築等の環境施策の推進等、各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められている。このため、厳しい条件下、自ら積極的に町村行政改革に取り組んでいるところであるが、町村がより自主的・主体的な地域づくりを進めるためには、一般財源の充実確保が不可欠である。

よって、国は地方分権改革推進法の基本理念に沿って、地方分権改革を推進するとともに、町村財政基盤を強化するため、次の事項を実現されたい。

1 町村税源の充実強化

- (1) 地方税は、地方分権を実質的に担保する、地方自治の基礎を支えるものであり、地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するためにも、まずは、国税と地方税の税源

配分を5:5とすることを旨途に、次により、その充実強化をはかること。

- ア 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税と個人住民税を充実強化すること。
- 消費税と地方消費税の割合を4:1から2:5・2:5にするこ

と。

所得税から住民税へ税源移譲し、個人住民税所得割をさらに3%上乗せすること。

イ 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにすること。

ウ 具体的な税源移譲の検討にあたっては、町村は人口、従業員数とも少なく、税源移譲の効果が十分に及ばないことが懸念されるため、町村の実情を考慮し、分割基準等の見直しについても、併せて検討すること。

(2) 個人住民税は、町村における負担分を基調とした基幹的な税目であるので、安定的に充実するよう措置すること。その際、均等割の税率引き上げや諸控除の見直しを検討するとともに、新たな政策的控除は行わないこと。

また、公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化をはかる観点から、公的年金等からの特別徴収については、所得税や介護保険料において同様の制度が既に導

入されていることを踏まえ、個人住民税においても早急に実施すること。

- (3) 町村にとって重要な税源である法人住民税総額についてこれを確保すること。

また、分割法人の法人住民税について、課税標準にかかる分割基準に事務所または事業所の固定資産を加える等の措置により、配分割合を適正化すること。

(4) 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、安定的に確保できるよう配慮すること。

特に、償却資産について、資産課税としての性格を踏まえ、現行の評価方法を堅持すること。

(5) 入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の整備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、本税を充実し、現行制度を堅持すること。

(6) ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有している。収入額の10分の7がゴルフ場所在市町村に交付されており、特に山林原野の多い町村の貴重な財源として、地域振興をはかる上で重要な役割を果たしているため、現行制度を堅持すること。

(7) 軽自動車税の各種税率を引き上げる

活 動

特に、原動機付自転車については、一台当たりの税込収入額が徴税費用を下回っている現状となっていることから、税率を大幅に引き上げること。

また、軽自動車税の徴収率の向上をはかるため、軽自動車等の移転登録・抹消登録時において、納税確認を義務付けること。

(8) 道路特定財源については、道路が果たす役割や整備が遅れている町村道の現状を踏まえ、その所要財源の安定確保をはかること。

(9) いわゆる環境税制については、環境施策において町村の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、町村財源が強化されるよう配慮するとともに、その早期導入をはかること。

(10) 租税負担の公平を期する見地から非課税等特別措置については、さらに整理合理化すること。

特に、固定資産税等の非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を行うこと。

また、国の租税特別措置等については、地方への支障を来すことのないよう、必要な措置を講じること。

(11) 非営利法人制度の改革にあたっては、自治会等の地縁団体に対する課税の取扱いについて、課税強化とならないようにすること。

(12) 被用者年金の一元化に伴い、地方公務員共済年金制度において、新たに公務員制度として設けることとされている仕組みについて、公務員の退職後の適当な生活の維持をはかるため、現行と同様の適切な税制上

の措置を講じること。

(13) 地方税法改正については、年度末専決を行わなくてもよいよう、同法の早期成立をはかること。

2 地方交付税の充実強化

(1) 地方交付税は地方の固有財源であり、その性格を制度上明確にするため、名称を「地方共有税」(「地方交付税交付金」については「地方共有税調整金」に変更すること。

(2) 地方交付税(地方共有税)は、国の一般会計を経由せず交付税(地方共有税)特別会計に直接繰り入れること。

(3) 町村の安定的財政運営に必要な地方交付税(地方共有税)総額を確保すること。

また、税源移譲に伴い財政力格差が拡大する財政力の弱い町村に対して、地方交付税(地方共有税)の財源調整、財源保障を強化する必要があるため、個別町村においても、地方交付税(地方共有税)の所要額を必ず確保すること。

(4) 基準財政需要額の算定方式の簡素化のため、人口と面積を基本とする簡素な基準が導入されたが、多くの町村は、過疎、山村、離島、豪雪等の条件不利地域であり、その人口・面積も千差万別である。このよう

な町村の多様な財政需要を的確に反映するための工夫を重ね、個別町村の行財政運営に支障をきたすことのないよう、所要額を必ず確保すること。

(5) 地方交付税(地方共有税)制度について検討する場合は、町村の意見を十分踏まえるとともに、スケールメリットが働きにくい町村の行財政運営に支障をきたすことのないよう配慮すること。

また、町村が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、地球温暖化防止等に重要な役割を果たしていることを考慮し、面積要素を加味するなど人口を中心とした配分基準を是正すること。

なお、段階補正については、これ以上の縮減は行わないこと。

(6) 国の政策減税の実施に伴い地方の財源不足が生じる場合には、地方共有税(地方交付税)の法定率を引き上げること。

なお、特例加算や特別会計による借入れは行わないこと。

(7) 「中期地方財政ビジョン」について、地方6団体の参画を得て作成するとともに、策定に向けてのスケジュールを早期に提示すること。

(8) 今後の市町村分に係る留保財源率の見直しについては、町村財政の現状と課税客体に乏しく、人口の少ない町村の実情を十分考慮すること。

(9) 町村の公債費負担が増高していることに鑑み、対象事業の実情を考慮し、元利償還金に対する算入率を適正に見直すこと。

3 国庫補助負担金の廃止一般財源化)



総務省瀬野総務審議員(当時)に要請



農林水産省山田生産局長に要請

活 動

(1) 国から地方への税源移譲に対応

する国の財源については、地方から既に提出済みの「国庫補助負担金等に関する改革案」を着実に実施し、国庫補助負担金を廃止(一般財源化)することや事務事業を廃止するなどにより確実に措置すること。

(2) 国庫補助負担率をカットすることなどは単なる負担転嫁にすぎないので行うべきではなく、財政面における地方の自由度を高めるために、国庫補助負担金そのものを廃止(一般財源化)すること。そのため、国庫補助負担金の総件数を半減させることを当面の目標とすること。

4 地方債の充実改善

(1) 町村が生活関連社会資本整備等を推進するため、地方債資金の所要総額を確保するとともに、町村は資金調達能力が弱いこと等を踏まえ、長期・低利の公的資金を安定的に確保すること。

(2) 過疎地域の自立促進に向けた各種施策を推進するため、過疎債の所要額を確保すること。

また、辺地債の所要額を確保すること。

(3) 高利の公的資金にかかる地方債の繰上償還制度については、更にその対象範囲を拡大するとともに、要件の緩和をはかり、財政の健全性を確保すること。

5 第三セクター等の経営状況に鑑み、第三セクターに関する指針を踏まえ、運営改善のための所要の措置

を講じること。

3 国・地方間の財政秩序の確立

地方分権改革推進法の施行により、第二期地方分権改革が確かな第一歩を踏み出した。町村が自らの判断と責任において、行政を運営することができるようにし、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、国は次の事項を実現されたい。

1 国から地方への権限・税財源の更なる移譲及び国庫補助負担金の一般財源化等を積極的に推進すること。

2 国庫補助負担金の廃止に伴い、従前と同一又は類似の目的・内容を有する新たな国庫補助負担金を創設することは、厳に行わないこと。

3 国庫補助負担金等に係る地方公共団体の超過負担については、速やかに実態を把握し、完全解消すること。

また、補助対象資産の有効活用・転用等について、その運用・関与の改革を一層推進すること。

4 国の新規施策及び制度改正により、コンピュータシステムの開発・変更の必要がある場合、その改修費用等について財政措置を講じること。

5 町村が負担する法令に基づかない負担金(法令外負担金)が、町村財政を圧迫し、町村が行う行財政改革の推進を阻害していることから、国が所管する関係団体の整理・統合の検討及び負担金等の削減について

必要な措置を講じること。

4 情報通信技術(ＩＴ)の進展に対応した情報化施策の推進

ＩＴ新改革戦略により、いつでも、どこでも、誰でもＩＴの恩恵を享受できる社会の実現に向けた各種の政策が進められている。

電子行政の推進は住民の利便性やサービスの向上、行政の効率化の観点から、町村にとっても重要な課題である。

よって、国は町村の取組みに対し、次の事項を実現されたい。

1 住民基本台帳ネットワークシステムのについては、市町村の事務負担の軽減、情報化の推進に資するものとなるよう適切な措置を講じること。

2 「総合行政ネットワーク」や「行政手続のオンライン化」にかかる基盤整備について、適切な措置を講じること。

3 町村の事務の効率化をはかるため国から提供される情報については電子データを活用すること。

4 住民の情報活用能力(情報リテラシー)の向上を図るため、ＩＴ活用住民生活上対策を推進すること。

5 地上デジタル放送について、国民の理解を得れるよう的確な広報を行うとともに、放送事業者と連携し、電波状況等による地域間格差が生じないよう適切な措置を講ずること。

と。

6 地理的位置や空間に関する情報等、国土空間データ基盤の整備を高次元情報通信社会の基盤と捉え、町村における地理情報システム(GIS)の整備、普及の促進に適切な措置を講じること。

5 国土政策の推進

国土政策は、国土の均衡ある発展をはかることが基本である。しかしながら、近年、様々な地域間格差が拡大している。とりわけ、多くの農山漁村を抱える町村は、人口減少と少子・高齢化が進行しており、国土の保全や地域社会の維持に苦慮している。

こうした中、相対的に立ち遅れている地域の国土基盤の整備を急ぐとともに、全国それぞれの地域が特性を活かした適切な役割を、将来にわたり担っていきけるよう、地方重視の国土づくりを展開する必要がある。

また、近年頻発している各種大災害の教訓を踏まえ、災害に強い安全なまちづくり、むらづくりをはかることにも配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 国土形成計画の策定にあたっては、農山漁村地域の果たす役割を積極的に評価するとともに、その位置付けを明確にし、持続可能な農山漁村地域の形成のため、国において総

合的な施策を推進する内容となるよう十分に配慮すること。

また、広域地方計画を策定する際は、農山漁村地域を抱える町村の意向を反映させるため、広域地方計画協議会に町村を加えること。

なお、整備が遅れている生活基盤の整備を推進するとともに、森林、農地等、国土資源の保全、管理が喫緊の課題となっていることを踏まえ、国民の幅広い合意を基礎とした担い手確保等のための施策を確立し、推進すること。

2 災害に強い国土づくりのためにも、長期的視点に立つて人口及び産業の地方分散を推進すること。加えて、国の行政機関、研究学園施設等については地方定住、特に若者の定住にも配慮して広く地方に分散・立地させること。

3 地域主導による個性的で魅力ある地域づくりを推進するため、権限移譲を進めるとともに、地域づくりに資する情報の提供等、適切な措置を講ずること。

4 農山漁村地域を活力にあふれた住みやすい地域として再生するため、農山漁村活性化対策並びに農林漁業振興対策等、各般の施策を総合的、計画的に推進すること。

また、人口の減少と高齢化の加速等により放置されている山村の森林、中山間部農地等については、国土管理に配慮した適切な措置を講ずること。

5 高規格幹線道路及び空港、新幹線等の高速交通網の整備を推進すること。

特に、航空輸送の果たす役割の飛躍的な増大に鑑み、地方空港の整備を積極的に推進すること。

また、整備新幹線については、国土の均衡ある発展をはかり、豊かさを実感できる国民生活を実現するために不可欠なプロジェクトであるので、早期着工、早期完成を旨として推進すること。

6 情報格差の是正、住民サービス向上のため総合的、計画的な地域情報化を推進すること。

特に、光ファイバー網、移动通信、CATV等の情報通信基盤の整備を通信事業者と連携して推進する等適切な措置を講ずること。

また、地上デジタル放送について、国民の理解を得られるよう的確な広報を行うとともに、放送事業者と連携して、電波状況等による地域間格差が生じないよう適切な措置を講ずること。

7 次期「社会资本整備重点計画」に定める目標を達成するため、港湾整備及び海岸整備を着実に推進すること。

6 環境保全対策の推進

循環型社会への取り組みや有害物質処理、さらには地球環境問題など、廃棄物の処理は地域の住民にとっても重大な問題となっている。

また、地球温暖化防止に係る国際的な動向を踏まえ、町村においても、温室効果ガスの削減のための効果的、効果的な取り組みが求められている。

このような中、町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を展開できるよう、国においては、次の事項を実現されたい。

1 廃棄物処理対策の改善強化

(1) 次期「廃棄物処理施設整備計画」を策定するとともに、同計画を着実に推進すること。

また、廃棄物処理施設の整備を推進するため、適切な措置を講ずること。

なお、ダイオキシン等の有害物質対策及びRDF施設の安全対策を推進すること。

(2) 有毒な新素材の使用を禁止し、一般廃棄物、建設廃材、処理困難廃棄物及び産業廃棄物等の処理については、製造、販売業者及び処理業者等の法的責任の強化と監視体制を確立すること。

また、硫酸、ビッチ等の不法投棄防止のための対策を充実するとともに、不正軽油の製造を防止するための対策を強化すること。

(3) 廃棄物処理施設の解体に対しては、適切な措置を講ずること。

(4) 廃棄物処理施設等の周辺地域における環境影響等の実態調査を推進するとともに、環境整備対策を検討すること。

(5) 外国等からの海岸漂着物の処理を、関係省庁が一体となって総合的かつ効果的な対策を確立するとともに、多大の財政負担等を強いられる地元町村に対して適切な措置を講ずること。

2 健全な循環型社会の構築

(1) リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再利用)の3Rに重点を置いた循環型社会の形成を推進すること。

また、次期「循環型社会推進基本計画」の策定にあたっては、排出者責任や拡大生産者責任に基づく適正な3R、処分等を強力に推進すること。

(2) 「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の見直しにあたっては、次の事項について留意すること。

資源の有効活用及び有害物質への適切な対応をはかる観点から、ブラウン管型以外のテレビや電子レンジ等をはじめとする普及が著しい家電製品についても対象品目に追加すること。

不法投棄への防止策として、監視体制の整備をはじめ、引き取り・リサイクルにかかる費用を製品販売時に徴収する仕組みに改めること。

不法投棄物の回収は、小売業者、製造業者等の責任で行うこととし、町村が不法投棄物を回収した場合、その回収費用を製造業者等の

活 動

負担とするなど、町村の新たな負担とならないよう万全の措置を講じること。

不法投棄者に対し、罰則規定の強化など厳しく対応すること。

製造業者等が設置する指定引取場所を増設すること。

(3) 持続的な容器包装リサイクル制度の確立のため、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化をはかるとともに、分別収集・選別保管に係る町村と事業者の費用負担及び役割分担について、適切な見直しを行うこと。

また、リターナブルびんの普及等、リユースを優先させる仕組みを構築すること。

(4) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)の運用にあたっては、不法投棄車の回収費用などについて、町村の財政負担とならないよう、万全の措置を講じること。

(5) 国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力に指導すること。

(6) 低コストのリサイクル技術の開発、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大等総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。

3 地球温暖化対策の推進

「地球温暖化対策の推進に関する

法律」に基づき町村が策定する「実行計画」に基づく温室効果ガスの削減目標を確実に達成できるよう、積極的な支援体制を構築すること。

4 アスベスト問題に係る対策の強化

隙間のない健康被害者の救済、今後の被害を未然に防止するための対応、国民の有する不安への対応について定めた「アスベスト問題に係る総合対策」を強化し、国民の安全と安心を確保するために万全の措置を講じること。

5 環境教育の推進

環境を保全し、持続可能な社会を構築するため、場や機会の拡大、人材の育成等により、学校、職場、地域社会等における環境教育を推進すること。

7 地域活性化対策の推進

国土の均衡ある発展をはかる見地から、財政基盤の弱い町村を重点的に活性化し、地域経済の再生、少子・高齢社会への対応をはじめ、若者も定住する豊かで住みよい地域社会を構築する必要がある。よって、国は次の事項を実現されたい。

1 町村が個性と活力ある地域社会の構築に向け、少子・高齢化への対応、地域資源の活用促進等、当面する政策課題に重点的に取り組めるよう、各省が連携し、政府一体で展開している地域活性化施策を強力に推

進すること。

2 関係各省の様々な地域活性化施策について、町村が積極的に地域活性化に取り組めるよう、施策の体系化をはかること。

また、産学官が連携して地域活性化に取り組めるよう、適切な支援措置を講じること。

3 地域づくりと住民生活充実のため、文化、スポーツ施設の整備及び有効活用を促進するとともに、住民参加の促進対策等を強力に支援すること。

4 農山漁村地域が果たしている公益的役割に鑑み、後継者の育成及び雇用を確保するため、農山漁村地域活性化対策を推進すること。

また、地域材の利用を促進するため、森林・林業振興対策を推進すること。

5 地域経済活性化対策を推進するとともに、適切な措置を講じること。

また、地域の自主性を尊重しつつ、地域雇用対策を推進すること。

6 国際化に対応した地域づくりのため、町村が実施している国際交流・協力事業及び在日外国人に関する対策等について適切な措置を講じること。

7 人口が急増する町村は、小・中学校等の教育施設、公共下水道、廃棄物処理施設等の生活環境施設などを緊急に整備する必要があるため、地域の実態に即した適切な措置を講じ

ること。

8 地域保健医療対策の推進

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進することが必要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 地域保健の充実

(1) 母子保健事業について適切な措置を講じること。

(2) 保健師、助産師、栄養士等の養成、確保をはかること。

2 地域医療体制の充実

(1) 医師等の確保について
産婦人科医・小児科医を始めとする医師不足が深刻化している診療科について、医師の斡旋・調整を行うなど、早急に医師確保対策を講じること。

地域医療を担う医師の養成と地域への定着を促進するため、臨床研修終了後、一定期間過疎地域等へ勤務することを義務付けるなど、具体的な方策を講じること。

看護職員の養成をはかるとともに、診療報酬改定に伴う看護職員の地域偏在について、早急に改善策を講じること。

(2) 自治体病院に対する支援について

自治体病院の安定的運営のため、

活 動

医師標欠及び看護職員の配置基準にかかる診療報酬の減額について、過疎地域等の現状に鑑み緩和措置を講じるとともに、不採算部門を抱える自治体病院に対し、財政支援を充実すること。

(3) へき地医療の充実・確保について
第10次へき地保健医療計画の実施にあたっては、国においても、総合的な対策を講じること。
3 救急医療体制の体系的な整備を推進すること。

9 少子化社会対策の推進

我が国においては急速に少子化が進展しており、合計特殊出生率が過去最低を更新し、少子化傾向はきわめて深刻さを増している。

人口減少社会の到来は、社会的影響として少子化による世帯規模の縮小や地域社会の活力が低下衰退し、経済的影響として生産年齢人口や労働力人口の減少、消費支出の減少を通じて、経済成長にマイナスの影響を与え、更に社会保障負担に対する現役世帯の負担の増大が懸念される。

よって、国は、子育ての価値、魅力について、国民全体の認識を高める啓発活動を積極的に行うなど、「子ども・子育て応援プラン」に沿って、次の事項を総合的に推進すること。

1 多様かつ柔軟な保育サービス

推進すること。

2 乳幼児医療費の無料化やひとり親家庭の医療費に対する助成などを含め、子育て世帯に対する経済的支援を充実すること。

3 男性の子育て参加の促進、仕事と家庭の両立等働き方の見直しをはかること。

4 男女共同参画社会づくりを推進すること。

5 若者の就労支援等の自立促進をはかること。

10 障害者保健福祉施策の推進

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉施策を推進し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 次期「障害者プラン」を策定すること。

2 障害者の社会参加を推進すること。

3 障害者の自立支援を目的とした各種福祉サービスの充実をはかること。

4 重度障害者の医療費に係る助成措置の拡充をはかること。

11 老人保健福祉対策の推進及び介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度は国民の間に定着し

つつある一方で、利用者が増加の一途を辿り、これに伴い給付費もまた急速に増大している状況にある。

超高齢社会を迎えるなか、利用者が安心してサービスを受けられるよう制度の更なる充実を図る必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 保険者について

市町村が保険者となっているが、市町村が希望する場合には公平、公正かつ、効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進すること。

2 保険料について

(1) 保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講じること。

(2) 介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険料(税)の収納率低下により生じる歳入欠陥については、適切な措置を講じること。

3 財政調整について

(1) 国の負担25%のうち5%が調整財源とされているが、調整財源については25%の外枠とするとともに、算定基準に介護保険施設の病床数を加味すること。

(2) 財政安定化基金にかかる財源は国及び都道府県において負担すること。

4 要介護認定について

(1) 公平、公正かつ迅速な認定を確

実なものとするため、都道府県の責任において審査基準や不服に対する統一見解の提示及び連絡調整を行う本部並びに生活圏域を単位として審査判定を行う支部を設置すること。

(2) 認定審査会については地域の実情に応じた審査体制の整備をはかること。

5 介護報酬等について

(1) 訪問介護の給付については、身体介護と生活援助の二類型設定となっているが、これを一本化するなど、実態に即した見直しをはかること。

(2) いわゆる「介護タクシー」の取り扱いについては原則制度外とすること。

(3) 介護保険施設の住居費等の徴収については低所得者に十分配慮すること。

(4) 福祉用具の貸与については、品目の選定・利用に関する適切な情報提供を行うとともに、利用者が希望する場合は購入可能とすること。

6 家族介護に対する評価について

(1) 町村においては家族介護に依存する度合いが高いという現状に鑑み、現金給付の制度化を含め支援策を充実すること。

(2) 同居家族に対する訪問介護に係る基準について、時間規制の2分の1要件は削除すること。

7 サービス提供事業体等について

(1) 市町村において行う苦情処理事務については、円滑に処理できるよ

活 動

う支援体制を強化するとともに、適切な措置を講ずること。

(2) 市町村特別給付については法律、政省令等によって関与しないこと。

8 介護基盤の整備について

(1) 市町村介護保険事業計画に基づき介護サービスが適切に提供できるよう、介護基盤整備については人材の育成・確保等にかかる支援策を含め適切な措置を講ずること。

(2) 介護療養型医療施設の廃止に伴う老人保健施設等への転換については現場に混乱が生じることの無いよう地域の実情に十分に配慮した必要な措置を講ずること。

(3) 介護保険施設については、町村が必要とする事業に対する地方債及び地方交付税による万全の措置を講ずること。

(4) 身体障害者更正施設等入所者で障害者施策の住所地特例が適用されている者が引き続き介護保険施設に入所する場合は、当該施設に措置した市町村が保険者となる住所地特例を適用すること。

9 その他

(1) 介護保険制度に関する国民の理解と協力を得るため、的確な広報を十分に行うこと。

(2) 高齢者が可能な限り自立可能となるよう、地域支援事業等の推進をはかること。

(3) 高齢者がその実態に応じ、就業の機会を確保できるよう雇用対策を

充実すること。

また、知識と経験を活かせる適当な仕事に従事し、教育、経済等社会活動に積極的に参加できる機会を確保するための対策を充実すること。

(4) 認知症の高齢者に対する総合的対策を推進すること。

12 医療保険制度の一本化の実現等

市町村保険者は国民健康保険事業の健全な運営のため、日夜懸命の努力を傾注しているところである。

市町村国保は他制度に比べ高齢化率が高く、無職世帯も5割を超え、加入者の所得額に対する保険料(税)負担も著しく高額となっており、これ以上の保険料(税)の引き上げ及び一般会計からの繰り入れについては、もはや限界に達するなど、制度の維持運営に支障を来している。よって国は次の事項を実現された

い。

- 1 国民皆保険制度を堅持するため、各医療保険間における保険料負担の格差・不平等の解消をはかり、都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合をさらに推進し、最終的には国保と被用者保険を一本化すること。
- 2 高額医療費共同事業や保険財政共同安定化事業など国民健康保険制度の財政基盤の強化策を継続して推進すること。
- 3 平成20年4月から施行される後期高齢者医療制度について、その運

東京財団 主催

2008年度 市区町村職員 国内外研修プログラム 参加者募集

東京財団では、市区町村の中堅職員を対象とした国内外での研修プログラムを実施しております。2008年度(第5期)の公募を開始するにあたり、本プログラムの応募要項を以下のとおりご案内いたします。多くの方々への積極的な応募をお待ちしております。

1 目的

地方行政の重要性が高まるなか、市区町村の職員に対し研修を提供することにより、分権型社会にふさわしい人材の育成に貢献することを目的としています。

2 研修先・内容

早稲田大学およびポートランド州立大学(米国オレゴン州)において実施します。地方自治体が実際に直面する課題について、具体的な事例研究を通して対策を生み出せるよう実践的に研修します。

3 実施期間

2008年4月～9月の約5ヶ月間(東京16週、ポートランド7週) *12月に開催される総括研修(2日間)にも参加いただきます。また、米国内研修中はフルタイムで職場を離れることが参加の条件となります。

4 応募資格

- ・市区町村の正規職員
- ・原則として45歳以下
- ・プログラムの全期間に参加できること
- ・所属する自治体の長および直属の上司からの推薦がある者

* 英語の能力は問いません。米国内研修の基本的な部分には全て日本語の通訳をつけ、教材も日本語で用意します。

5 募集定員 15名

6 費用負担

・参加者(あるいは自治体)負担分
東京での宿泊費、食費(国内研修、総括研修)、地元と東京間の交通費、早稲田大学での追加受講料、・パスポート取得費、書籍購入代、通信費 など

* 早稲田大学から50km以遠に居住する参加者については35万円を上限に費用補助あり

・東京財団負担分

研修受講費用、ポートランドでの宿泊費・食費、日米間の往復航空運賃など、前項以外の経費を財団が負担します)

7 公募・審査日程

応募締切：2007年9月30日
書類審査：2007年10月
面接審査：2007年11月
結果通知(内定)：2007年11月

資料請求先

東京財団 奨学事業部

港区赤坂1-2-2

日本財団ビル3階

電話：03-62229-5503

e-mail: scholarship@tktd.or.jp

詳細は<http://www.tktd.or.jp/fellowship/>

detail.php?id=3

皆に支障を来すことのないよう万全の措置を講ずること。

特に、電算処理システムにかかる必要経費について、適切な措置を講ずること。

4 合理的な医療費に関する方策

(1) 療養病床の再編にあたっては、現場に混乱が生じることの無いよう地域の実情に十分に配慮した必要な経過措置を設けること。

(2) 高齢者を中心として、長期療養者や慢性疾患に対する合理的な診療報酬包括支払方式を導入すること。

(3) 薬価及び保険医療材料価格を適正化すること。

(4) かかりつけ医機能の強化促進により、不必要な重複受診を避けること。

(5) レセプト審査を適正化するとともに、レセプト及びカルテの電子化を推進すること。

(6) 難病等の特殊な疾病については国の負担とすること。

(7) 低所得者対策については制度外で実施するなど十分に配慮すること。

(8) 生活習慣病対策を推進するとともに、市町村保健事業を支援すること。

(9) 生活保護世帯の人工透析の医療費に係る町村負担分について適切な措置を講ずること。

13 教育施策等の推進

21世紀を切り拓く心豊かでたくま

しい子どもの育成を目指すため、それぞれの多様な個性や特性を尊重し、生かし、育てる教育環境を整備する必要があるとともに、人々が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる場所において学習できる環境を整え、社会全体の活性化を図っていくことが重要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 義務教育の充実改善

(1) 教育行政は自治事務であり、地域の実情に応じ、創意・工夫をこらしながら、地域のニーズに即した教育を行うための権限及び財源を地方に移譲すること。

(2) 教育委員会については、それぞれの地域の実情に応じて任意に設置することができるよう必置規制を緩和すること。

(3) 学校生活におけるいじめや非行等の問題行動が多発している現状に鑑み、生徒指導の充実強化及び児童・生徒の豊かな心の育成を推進すること。

(4) 普通学級に在席する、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥・多動性障害)など障害をもつ児童・生徒に対する教職員等の配置を含む特別支援教育の充実を図ること。

2 義務教育施設の整備等

義務教育施設の耐震補強事業等について、適切な措置を講ずること。また、統廃合に伴う既存施設の解

体等については、町村の実情に配慮した措置を講ずること。

3 青少年の健全育成対策

(1) 青少年の社会への参画、体験活動等青少年の意欲向上・自立支援事業を推進すること。

(2) 最近の青少年による凶悪事件の頻発に鑑み、専門的見地からの原因究明をはじめ、その防止対策を総合的に推進すること。

4 生涯学習等の振興

生涯学習の振興方策及び地域教育力の再生事業を推進すること。

5 その他

(1) 文化財保護行政は、当該自治体の負担が過重になっていることに鑑み、史跡等整備事業など文化財保護に対する適切な措置を講ずること。

(2) 小・中学校等にかかる現行の放送受信料免除措置を継続すること。

14 農業・農村対策の推進

我が国の農業・農村は、過疎化・高齢化の進展による担い手の減少、耕作放棄地の増加、国際化の一層の進展等大変厳しい状況にある。

また、国内外におけるBSE(牛海綿状脳症)や鳥インフルエンザ等の発生、食品の虚偽表示など、依然として食の安全・安心を脅かす事態が生じており、食に対する国民の信頼は著しく低下している。

このような状況において、食料・農業・農村基本法を基礎として新たに策定された「食料・農業・農村基

本計画」を踏まえ、食の安全と安心の確保をはかるとともに、安定した足腰の強い農業、農山村の構築を早急に実現する必要がある。

よって、国は、次の事項を実現されたい。

1 食の安全と安心の確保と「食料・農業・農村基本計画」の推進

(1) 食の安全と安心の確保

消費者保護を第一に、食に対する安全と安心を確保するため、「食品安全基本法」及び関連する法制度に基づき、食品安全行政を着実に推進すること。

イ 食卓へ生産情報を届けるトレーサビリティシステム(生産加工履歴情報を把握できる仕組み)を、輸入食品を含め多くの食品に導入するとともに、その円滑な推進と適正な実施のための体制を整備すること。

また、輸入が再開された米国产牛肉の取り扱いについては、安全性の確保に万全を期するとともに、国民の理解が得られるよう努めること。

ウ 食品表示については、消費者の適正な商品選択、安全性への関心の高まり等に資するため、加工食品の原料原産地表示品目の拡大など引き続きより一層の充実をはかり、わかりやすしく信頼される表示制度を確立するとともに、不正を見逃さない監視体制の整備をはかること。

エ 食品衛生法に基づく残留農薬基準のポジティブリスト制度への移

活 動

行に伴い、生産や流通の現場に混乱を来さないよう、農薬の飛散防止技術の確立や対応マニュアルの普及をはかること。

(2) 食料・農業・農村基本計画の推進
新たな食料・農業・農村基本計画において示された食料自給率目標の達成に向け、関係施策を着実に推進すること。

2 国内農業生産体制の強化と国産米の消費拡大
(1) 新たな米政策への円滑な移行
今年産から導入された農業者・農業者団体による主体的な需給調整システムが円滑に実施されるよう必要な環境を整備すること。

(2) 農業生産の総合的な振興
耕種と畜産の連携強化等による農業生産の総合的な振興をはかること
もに、野菜等の価格安定制度の充実、生産省力機械の開発普及、生産資材費の軽減対策を推進すること。

また、原油価格の高止まりに対応して、省エネ技術の普及や金融税制措置など必要な対策を講じること。
(3) 畜産対策の推進
ア「家畜排せつ物法」の完全履行をはかるため、処理施設の整備、堆肥の広域流通など畜産環境対策の一層の推進をはかること。

イ BSE(牛海綿状脳症)及び鳥インフルエンザについては、その発生原因を早急に究明し、再発防止のための万全の対策を講じるとも

に、関連諸対策を引き続き強力に推進すること。

なお、鳥インフルエンザの発生により関連事業者が被る損害についても補填制度を創設すること。

また、口蹄疫等畜産にかかると海外伝染病の国内侵入・まん延防止対策等の防疫対策の一層の強化をはかること。

(4) 国産米の消費拡大と食育等の推進
ア 米を中心とした日本型食生活の再構築を目指すとともに、コメバンの普及など米消費拡大策を強化すること。

イ 健全な食生活の実現により身の健康と豊かな人間形成をはかるため新たに策定された食育推進基本計画に基づき、国民の食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、地産地消に向けた対策を強化すること。

(5) 国内農産物の輸出推進
国内農産物の需要の拡大をはかるため、輸出促進に向けた環境を整備するとともに支援対策を強化すること。

3 WTO農業交渉への対応
WTO農業交渉については、各国の多様な農業の共存を基本とし、農業の多面的機能への配慮や食料安全保障の確保などを内容とする「日本提案」の実現に向け、粘り強い交渉を強力に展開するとともに、上限関税の導入を阻止し、重要品目の数を

十分に確保すること。
また、各国と個別に行われるEPA(経済連携協定)・FTA(自由貿易協定)交渉においても、こうした基本的な考え方のもとに我が国農業・農村の実情に十分配慮しつつ取り組むこと。
特に、日豪EPA交渉にあたっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などのわが国農業の重要品目について、関税撤廃の対象から除外するなど適切に対応すること。

4 地域農業の体質強化
(1) 地域農業の担い手の育成・確保と経営構造対策の推進
新規就農者を広く内外から確保するため、子どもの時から農業に親しめる環境や就農情報の提供体制を整備するとともに、地域農業の中核的な担い手となる認定農業者等への支援対策の強化や認定農業者の認定基準の拡充をはかるなど総合的な対策を講じること。

また、地域における加工、流通等を含めた高付加価値農業への取り組みを一層支援するための経営構造対策を推進すること。

(2) 農業経営安定対策の推進
今年産から導入されている品目横断的経営安定対策については、同制度の周知徹底に努めるとともに、着実な推進をはかること。

また、地域の実情に即して対象となる経営の要件や作物の設定が行われるよう制度の拡充をはかること。

(3) 農地・水・環境の保全管理対策の推進
今年度から本格実施されている地域の共同活動を支援する農地・水・環境保全向上対策については、地域の多様な実情を踏まえ、弾力的な運用や事務負担の軽減に努めるとともに、適切な財政措置を講じること。

また、耕作放棄農地等の増加傾向に対処し、国土の保全管理を推進するため、不在地主の農地や管理放棄された農地に対する適正管理対策を強化すること。

(4) 農業農村整備の推進と負担金の軽減
農業農村整備事業の円滑な推進に資するため、農家や地元町村の負担を軽減するとともに、これら負担金の償還に対し、借り換えや繰り延べ等の円滑化対策を講じること。

また、農地・農業用水等の地域資源を保全するための土地改良施設の維持管理対策を強化すること。

(5) 優良農地の確保と有効利用
優良農地の確保と有効利用を積極的に推進するとともに、地域の実態に応じた土地利用をはかるため、土地利用の計画策定及び諸規制に係る権限については町村長に移譲すること。

(6) 野生鳥獣害対策の推進
シカ、イノシシ、サル、クマ等の野生鳥獣による農業被害が広域化・深刻化しているため、抜本的な防止対策等を講じること。

活 動

(7) 農業関係団体の見直し

最近の地域農業構造の変化や食料、農業、農村に関する諸制度の見直しを踏まえ、農業委員会の必置規制の緩和など関係団体・組織のあり方を見直すとともに、地域の実情に応じた弾力的な組織運営を可能とすること。

(8) 流通・加工対策の推進

地域の農産物の高付加価値化、販路の拡大をはかるため、加工・貯蔵・流通技術等の開発を促進するなど、その条件整備をはかること。

5 農山村地域活性化対策の拡充と生活文化環境等の整備

(1) 農山村地域振興対策の総合的推進

地域の就業・所得機会の拡大をはかり、若者の定住をはかるため、農業をはじめ地域資源を生かした多様な産業の振興を総合的に推進すること。

また、都市と比べて立ち遅れている農山村の道路、集落排水施設、情報関連施設等生活文化環境の整備を促進すること。

(2) 新たな中山間地域等直接支払制度の推進

新たな中山間地域等直接支払制度については、引き続き必要な予算を確保するとともに制度要件の弾力化や事務負担の軽減等を進めること。

(3) 農山漁村と都市との共生・対流の推進

農山漁村地域の活性化や都市と農

山漁村の共生・対流をはかるため、

農山漁村情報の都市側への提供体制を強化するとともに、農山漁村での受け入れに係る旅館業法等の諸規制について地域の実態に即して弾力的な運用を可能とすること。

(4) 地方財政措置の充実

農山漁村地域の活性化と多面的機能の発揮をはかるため、「農山漁村地域活性化対策」及び「国土保全対策」について適切な措置を講じること。

6 農業技術の開発の推進

生産性の向上や経営体質の強化等をはかるため、地域の特性に応じた農業に関する研究及び普及並びに消費者ニーズに応じた新しい食品の加工及び開発に関する研究を推進すること。

特に、遺伝子組み替え技術を活用して生産した農畜産物については、環境への影響や安全性の確保に十分配慮すること。

15 森林・林業対策の推進

我が国の森林・林業を取り巻く環境は、国産材利用の回復の兆しがあるものの、木材価格の低迷、林業従事者の減少等依然として厳しい情勢にあり、山村では過疎化・高齢化が進行している。

町村は地域森林の維持管理において、大きな役割を担っているが、国土保全、水源かん養等年間70兆円を超える森林の多面的・公益的機能の

発揮や地球温暖化防止に向けた京都議定書の目標達成のためには、新たな「森林・林業基本計画」に基づき森林の整備、国産材の利用拡大、山村の活性化を着実に推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 「森林・林業基本計画」に即した施策の総合的推進

(1) 「森林・林業基本法」に基づき新たに策定された「森林・林業基本計画」に即し、国民のニーズに応えた多様で健全な森林の整備や国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生に向けて、森林・林業施策を総合的・計画的に推進すること。

(2) 森林の多面的・公益的機能の持続的な発揮をはかり、森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかるため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源として全国森林環境税や環境税(温暖化対策税)の創設・導入をはかるなど、国民的支援の仕組みを構築すること。

2 林産物の特性に配慮した貿易ルールの確立

林産物に関するWTO交渉や各国とのEPA・FTA交渉等においては、地球環境の維持、森林資源の持続的利用の観点にたつて、輸出国、輸入国双方の林業・木材産業の健全な発展に資する貿易制度の確立、違法伐採を抑制するルールづくりに努めるとともに、関税の引き下げ等に

より国内林業の採算性がこれ以上悪化することのないよう配慮すること。

3 森林管理対策の充実強化と森林基盤整備の推進

(1) 京都議定書の目標を達成し、美しい森林づくりを推進するため、森林所有者や地方負担の大幅な軽減をはかり、間伐等の森林整備の遅れを解消するとともに、広葉樹林化、長伐期化、複層林化等により、多様な森林への誘導をはかること。

また、間伐材の利用促進をはかるとともに、間伐推進に係る補助事業の対象に、「巻き枯らし」など地域独自の方法を追加すること。

(2) 違法に伐採された木材は使用しないという基本的な考え方のもとに、その輸入に対する監視体制を強化するとともに、その使用に対し厳格な対応を求めると。

(3) シカ、イノシシ、サル、クマ等の野生鳥獣による林業被害が広域化・深刻化しているため、抜本的な防止対策を講じるとともに、広葉樹林の植栽や里山の整備など野生鳥獣の生息環境や人との棲み分けに配慮した森林づくりを推進すること。

また、松くい虫やカシノナガキクイムシ等の森林病害虫被害の拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策など防除制度の強化をはかるとともに、より効果的な駆除技術の開発や樹種転換、被害木等の利用を促進すること。

活 動

(4) 相続に伴う森林保有の細分化、世代交代による境界の不明確化、木材価格の低迷による採算性の悪化等から放棄森林が増大しているため、森林経営の集約化や公的管理のための対策を強化すること。

また、公益性の高い森林の公有林化にあたっては、譲渡所得税の減免措置を講じること。

(5) 森林の有する多面的機能の発揮をはかるための地域活動を支援する森林整備地域活動支援交付金制度については、事務の簡素化や地域の実情に即した弾力的な運用に努めるとともに、引き続き適切な財政措置を講じること。

(6) 保安林の指定・解除にかかる権限については、地域の実情に精通している町村に移譲するよう措置すること。

(7) 森林法に基づき重視すべき機能に応じて区分された「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」ごとに適切な森林整備を促進するため、森林整備保全事業計画に基づき森林整備事業及び治山事業を計画的に推進すること。

また、里山等の竹林化を防止するため、侵入竹の駆除対策や簡易で効果的な駆除方法を早急に確立するとともに、竹材の用途開発や利用を拡大すること。

(8) 林道等の新設・改良を推進するとともに、用地費については一般道路に準じた扱いとすること。

また、森林管理道を補完する作業路の開設や災害時の復旧については、森林管理道に準じた扱いとすること。

(9) 国民参加の森林や緑を守る運動を推進するため、緑化推進事業、ボランティア活動に対する適切な措置を講じること。

(10) 廃棄物の不法投棄による森林環境の悪化を防止するため、町村が行う森林保全活動に対し適切な措置を講じること。

4 担い手の育成と経営改善

(1) 林業労働力の確保・育成をはかるため、通年雇用制度の確立、社会保障制度の整備、研修制度等を充実すること。

また、新規就業者の確保をはかるため、緑の雇用担い手対策事業における技術・技能を習得するための研修期間を延長するとともに、住宅確保対策等必要な措置を講じること。

(2) 競争力のある木材産地を形成するため、担い手への森林施業や経営の集約化、木材の加工流通体制の整備を推進すること。

(3) 農林漁業金融公庫資金及び木材産業等高度化推進資金の貸付枠の確保、貸付条件の改善を行うこと。

5 国産材の安定供給と需要の拡大
(1) 木材産業の体質強化をはかるため、木材の拠点的加工・流通施設等を整備するとともに、流域一体となった原木の安定的供給体制を推進すること。

豊かな生活 住みよい環境をつくる

安全有利な

公営企業債券

この債券の発行によって調達した資金は、地方公共団体の経営する公営企業や生活基盤整備等の事業に融資されます。

当公庫は、政府保証国内債、政府保証外債、財投機関債など投資家のニーズに合わせて多様な債券を発行しています。

発行条件や格付情報など詳しくは当公庫ホームページをご覧ください。

【<http://www.jfm.go.jp/> の「投資家の皆様へ」】



公営企業金融公庫